

## 企画セッション

### ◆ 標識法の歪(ひずみ) ◆

商標法は、現行商標法が1959年に制定されて以来、時代とともに、法改正、出願実務及び審決・判決等を通じて、変遷を繰り返してきた。その影響を受ける形で、実務もより権利者の利益に資するよう成熟し、進化してきた。しかし、実務を見通してみると、権利者側の利益に最も重点を置きがちで近時の傾向を押し進めることが、果たして、商標法を含む標識法の目的を最大限実現する方向に法解釈や実務が向かっているのか、疑問が生じることがある。これは、権利者保護を重視する傾向が、標識法の目的との間で「歪(ひずみ)」を生んでいるからなのではないかと思われる。この視点が、本発表の本質である。①本来広く利用されるべき表示(標識)への独占権の付与、②保護を厚く認めることで起きる弊害、及び③使用されていない商標による権利行使等をテーマに、標識法の歪(ひずみ)について検討を試みる。

#### 【2016年度「標識法の限界」について】

年度の研究大会においては、商標法を含む標識法による保護の限界点、つまり、どこまで保護を及ぼすことができるのか検討を試みた。このテーマは、知財学会誌の特集企画として議論を更に進めている。本年度のテーマとあわせ、引き続き商標法にかかる現代的な課題を明らかにしていきたいと考える。

#### 【講演者】

西村雅子(特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所 パートナー弁理士、  
東京理科大学大学院(知的財産戦略専攻)教授)

大塚一貴(特許業務法人浅村特許事務所 弁理士)

小川 徹(MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 課長)

関 真也(TMI 総合法律事務所 弁護士)

服部謙太郎(竹田・服部法律事務所 弁護士)

安田和史(株式会社スズキアンドアソシエイツ取締役)

#### 【内容】

##### (1) 標識が持ち得る公益性(大塚、西村)

標準化されてよいと考えられる表示を使用する場面、あるいは一般的取引慣行といえるような範囲で表示を使用する場面において、特定の商標権の存在や、各種標識法の規制によって、過剰な権利化や、過度な萎縮効果が生じてしまうことがないかという問題を、実例や仮想事例を通じて検討する。

##### (2) 商標の類否判断に現在生じている歪み - その原因を探る - (小川、関)

結合商標、著名商標、取引実情等の考慮の結果、感覚的な類似・非類似と開きのある審決、判決がある。それらの違和感に対し、各種事例で参酌された事実関係を拾い上げ、整理検討する。

##### (3) 不使用商標による差止請求権行使を認めることの可否(服部、安田)

不使用つまり、出所混同が生じえない場合であっても差止請求権を一律で認めることがあるが、その妥当性について、日本と同様に先願主義を採用する欧州(差止に際しては混同が要求される)等との比較を通じ、差止請求権の行使を制限することが可能か、検討する。

## 企画セッション

### ◆ 標識法の歪(ひずみ) ◆

#### 【略歴】

西村雅子 (にしむら まさこ) 特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所 パートナー  
弁理士、東京理科大学大学院(知的財産戦略専攻)教授  
文化ファッション大学院非常勤講師、日本商標協会理事、AIPPI 編集委員、知財学会誌編集委員

(以下、50音順)

大塚一貴 (おおつか かずたか) 特許業務法人浅村特許事務所 弁理士

1995年-1999年 ユニ・チャーム株式会社勤務、2001年-2003年 工藤一郎国際特許事務所勤務、2003年-2004年 虎ノ門総合法律事務所勤務、2005年 弁理士登録、2005年-現在 特許業務法人浅村特許事務所勤務、2011年-2012年 日本弁理士会 商標委員会委員、2015年-2016年 日本弁理士会 商標委員会副委員長

小川 徹 (おがわ とおる) MARK STYLER株式会社 管理本部 法務部 法務課 課長

2007年コナミデジタルエンタテインメント株式会社 入社 法務知的財産本部勤務、2012年~現在 MARK STYLER株式会社 法務部勤務、2016年~2017年 津田塾大学非常勤講師、Fashion law institute Japan 研究員、知財学会会員・事務局、工業所有権法学会員、著作権法学会員

関 真也 (せき まさや) TMI 総合法律事務所 弁護士 (日本・ニューヨーク州)

2008年~現在 TMI 総合法律事務所 勤務 (弁護士)、2015年 南カリフォルニア大学ロースクール 卒業 (LL.M., Entertainment Law Certificate, Phi Kappa Phi)、2015年~2016年 Kirkland & Ellis LLP 勤務 (客員弁護士)、2016年~2017年 津田塾大学非常勤講師、知財学会会員・事務局

服部謙太郎 (はっとり けんたろう) 竹田・服部法律事務所 弁護士・弁理士

2007年 弁護士登録、2014年 弁理士登録 竹田総合法律事務所、竹田・長谷川法律事務所を経て2016年12月~竹田・服部法律事務所。2016年 日本弁理士会 不正競争防止法委員会委員、2016年6月~ 株式会社平賀社外取締役、知財学会会員

安田和史 (やすだ かずふみ) 株式会社スズキアンドアソシエイツ 取締役

2010年 東京理科大学大学院 イノベーション研究科知的財産戦略専攻 (MIP) 修了。2011年10月~2012年3月 国立大学法人電気通信大学先端領域教育研究センター産学官連携研究員。2012年から2017年まで MIP 非常勤講師。2013年より第一工業大学非常勤講師 (現職)。2014年9月~2015年3月 一般社団法人日本知財学会マンガ・アニメ海賊版対策と正規版流通にかかる実態調査委員会委員。知財学会会員

以上